

四日市市告示第212号

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貴重な経験やノウハウを有する企業退職者を四日市市企業OB人材センターアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）として登録し、中小製造事業者へ派遣することにより、本市の産業活性化を図るために必要な事項を定める。

(派遣先の範囲)

第2条 アドバイザーの派遣を行う範囲は、主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営む中小製造業者（中小企業基本法第2条に掲げる中小企業者のうち、製造業を主たる事業として営むものをいう。）とする。

(アドバイザーの登録要件)

第3条 市長は、次の各号に掲げる条件を満たす者をアドバイザーとして登録する。

- (1) 登録に係る職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 当センターの主旨を理解し健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
- (3) 民間企業等においておおむね30年の在職経験を有し、75歳未満であること。

(アドバイザーの登録申請)

第4条 アドバイザーとして登録を希望する者は、四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録申出書（第1号様式）及び運転免許証等本人確認ができるものの写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、前条各号に定める条件を満たしているか審査し、満たしているものと認めるときは、アドバイザーとして選考し、四日市市企業OB人材センターアドバイザー台帳（以下、「台帳」という。）に登録することとする。

3 市長は、前項の登録を行ったアドバイザーに対し、四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(アドバイザーの登録内容変更)

第5条 前条の規定による登録を受けたアドバイザーは、その登録内容に変更があったときは、速やかに四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録事項変更届（第3号様式）に必要書類等を添えて市長に届け出なければならない。

(アドバイザー登録証の再交付)

第6条 アドバイザーは、アドバイザー登録証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証再交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に申請し、アドバイザー登録証の再交付を受けなければならない。

(アドバイザーの登録期間)

第7条 アドバイザー登録期間は、登録の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないこととする。

(アドバイザーの活動内容)

第8条 アドバイザーは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 企業からの相談事項の対応及び要請に基づく支援に関すること。
- (2) センターに集約されている情報の伝達及びセンターの支援業務等の周知活動に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施並びに企業の人材育成に関すること。
- (4) 子ども向け学習機会の企画及び実施に関すること。
- (5) その他産業活性化に関し必要な事項に関すること。

(アドバイザーの遵守事項)

第9条 アドバイザーは、業務にあたり次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) アドバイザーは、業務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱の定めに従い、かつ、所属長の指示に従わなければならない。
- (2) アドバイザーは、その職の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- (3) アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(アドバイザーの登録取消)

第10条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
- (2) 次条アドバイザーの遵守事項ならびに別に定めた規則等に違反したとき。
- (3) 全体の奉仕者としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) アドバイザー本人から登録削除の申し出があったとき。
- (5) 登録有効期間を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くと市長が判断したとき。

(アドバイザーの派遣期間)

第11条 アドバイザーの派遣期間は、一支援事業につき、原則として4回(日)とし、1日の上限は、8時間とする。但し、派遣前に企業と事前打ち合わせを行うことがある。

2 派遣事業数は、原則として一企業につき年2事業までとする。

3 派遣を行う時間帯は、原則として午前8時から午後9時までとする。

(アドバイザーの派遣依頼)

第12条 アドバイザーの派遣を依頼する者(以下、「依頼者」とする。)は、原則として派遣を希望する日の14日前までに四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(アドバイザーの派遣決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに派遣の可否を決定し、四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣決定(却下)通知書(第6号様式)によりその旨を当該依頼者に通知するものとする。

(派遣されたアドバイザーの業務報告)

第14条 派遣されたアドバイザーは、事業を実施した後、速やかに四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動日報(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(アドバイザー派遣事業の変更および中止)

第15条 依頼者は、アドバイザーの派遣の決定を受けた内容に、変更または中止の必要が生じた場合はすぐに報告し指示を受けるものとする。

(報告)

第16条 派遣活動を行ったアドバイザーは、活動終了後、活動した日の属する月の翌月15日までに、四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動報告(第8号様式以下「活動報告」)を市長に提出しなければならない。

(謝金の支払い)

第17条 市長は、アドバイザーから提出される活動報告を受領確認後、原則30日以内にアドバイザーに対し、謝金を支払うものとする。

2 謝金の金額、支払方法、その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録申出書

(宛先) 四日市市長

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録について、四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱第4条第1項の規定により以下のとおり申請します。

フリガナ				
名 前	印	男・女	生年月日	大正・昭和 年 月 日
フリガナ				
住 所	〒			
電 話			携 帯	
F A X			E-mail	

【職歴及び役職】

年	月	内 容

【支援（助言）の対応可能な分野】

[業種]	[職種]
[専門分野（できるだけ詳しくご記入ください）]	

【免許・資格・特技】

年	月	内 容
(特 技)		
(その他)		

【自己PR】 この用紙に書ききれない場合は、別紙（様式自由）にて提出してください。

--

※その他、アドバイザー申請に参考となる資料がありましたら、任意の様式で提出してください。

第2号様式

登録番号四日市市		号
四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証		
氏名		
四日市市に登録する企業OB人材センター アドバイザーであることを証明する		写真
年 月 日		
四日市市長		

第3号様式

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録事項変更届

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 () _____

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録における登録内容に変更がありましたので、
四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱第5条の規定により届けます。

変更内容	変更前	変更後
氏 名		
住 所		
連 絡 先		
そ の 他		

添付書類：四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証
変更内容を証明できる書類等

提出先：四日市市役所 商工課

第4号様式

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証再交付申請書

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 () _____

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証の再交付を受けたいので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱第6条の規定により届けます。

登録者名	
再交付の理由	
備 考	

※添付資料：汚損又はき損の場合にあっては、当該汚損又はき損した四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証

第5号様式

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣申請書

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

四日市市企業OB人材センターアドバイザーの派遣を受けたいので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり申請いたします。

【依頼分野】 ○を付けてください。

1. 人事・労務管理	2. 経営企画・戦略立案
3. 情報化・IT活用	4. 技術・製品開発
5. 生産管理・物流管理	6. 海外展開
7. 販路開拓・マーケティング	8. 社員教育
9. 企業支援	
10. その他（具体的に： _____）	

【派遣希望日】

年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望

【依頼事項及び依頼内容を具体的にご記入ください】

[依頼事項]
[依頼内容]

【ご担当者様についてご記入ください】

氏 名	(_____)	所属・役職	
電 話	(_____)	E-mail	

住 所

名 称

代表者

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣決定（却下）通知書

年 月 日付けで派遣申請のあった 年度四日市市企業OB人材センターアドバイザーの派遣について、四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり（ 決定 ・ 却下 ）したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1. 支援事項

--

2. 担当アドバイザー・派遣日程

[担当アドバイザー]						
[派遣日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[派遣日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[派遣日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[派遣日程]	年	月	日	午前 / 午後		時

3 遵守事項

- (1) アドバイザーの指導・助言等及び第三者の紹介に関して、貴事業所、貴機関に損害が生じた場合、市はその責を一切負わないものとする。
- (2) アドバイザーの指導・助言等に関して、故意又は重大な過失があると認められている場合を除いて、アドバイザーはその責任を一切負わないものとする。
- (3) アドバイザーによる指導・助言等の期間及び日程等が、天災その他やむを得ない事情により変更される場合は、受付担当機関、アドバイザー、派遣先の三者において協議の上、予定された内容の相談が実施されるよう日程等について再調整を行う。

第7号様式

年 月 日

四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動日報

四日市市長

住 所:

氏 名:

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣に係る業務を実施したので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱第14条の規定により、報告します。

日 時	年 月 日 : ~ :
活動場所	
名 称	

【執務事項と概要】

来所相談対応件数	件	企業訪問相談件数	件	電話相談対応件数	件

【今後の取組(指導)予定】(継続:次回日程→ 月 日、終了)

--

四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動報告

四日市市長

住 所:

氏 名:

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣に係る業務を実施したので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱第16条の規定により、報告します。

活 動 日 時	活 動 内 容	結 果
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)